支援、地域商店街活性化事業費に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、新事業活動促進支援、中小商業活性化支援のうち中小商業活力向上支援事業に限る。）」に、「石油貯蔵施設立地対策等交付金　非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（バイオマス等未活用エネルギー事業調査費に限る。）」を「石油貯蔵施設立地対策等交付金」に、「広域的新事業支援連携等補助金　電源立地等推進対策補助金（電源地域産業育成支援のうち市町村事業に限る。）」を「地域企業立地促進等事業費補助金　電源立地地域対策交付金」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、平成二十一年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務に対する平成十四年経済産業省告示第二百六十八号の規定の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第八十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

別表中第一号の補助金等の名称欄を次のように改める。

アスベスト代替化対策事業費補金
アセアン産業構造高度化事業費補助金
エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分に限る。）
エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費等補助金（エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費補助に係るものに限る。）
沖縄特別振興対策事業費補助金
沖縄北部特別振興対策事業費補助金
温排水影響調査交付金
海外技術研修協力等事業費補助金
海外技術者受入等研修事業費補助金
海外鉱物資源基礎調査費補助金
海外コンサルテイング振興事業費補助金
海外産業協力事業費補助金
海外情報提供等事業費補助金
海外地質構造調査費等補助金
海外中小企業技術協力費補助金
海外投資及開発輸入促進費補助金
外国人研修・技能実習制度適正化指導事業費補助金
化学物質安全対策費補助金
株式会社日本政策金融公庫補助金
環境対応車普及促進対策費補助金
環境調和型エネルギー供給施設整備費補助金
環境調和型地域振興施設整備費補助金
環境負荷低減型住宅普及促進事業費補助金
希少金属備蓄対策費補助金
揮発油品質確保対策費補助金
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
金属鉱業事業団運営費補助金
金属鉱業事業団運営費補助金（鉱害防止業務関係）
クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
グリーン物流パートナーシップモデル事業費補助金
経済危機対応支援産業人材育成協力促進事業補助金
経済産業人材育成支援事業費補助金
経済自立型プラント建設協力等事業費補助金
健康情報基盤整備事業費補助金
原子力広報研修施設整備費補助金
原子力災害対策施設整備費交付金
原子力施設等防災対策等交付金（原子力発電施設等緊急時安全対策交付に係るものに限る。）
原子力発電施設等立地地域特別交付金
高圧ガス保安協会事業費補助金
広域・総合観光集客サービス支援事業費補助金
鉱害復旧事業資金補助金
高機能石油掘削装置用電子部品開発費補助金
工業団地環境整備促進費補助金
高効率エネルギー利用型建築物改修モデル事業費補助金（高効率エネルギー利用型建築物改修モデル事業及び環境調和型地域開発促進情報提供基盤整備事業に係るものに限る。）
広報・安全等対策交付金
交流協会事業費補助金
国際エネルギー使用合理化等対策事業費補助金（研究開発に係るものを除く。）
国際商事仲裁協会補助金
国際石炭利用技術振興費補助金（研究開発に係るものを除く。）
国際博覧会事業費補助金
古紙再利用分野開拓事業費補助金
コミュニティ施設整備事業費補助金
コンビナート連携石油安定供給対策事業費補助金
産学連携人材育成支援事業費補助金
産業技術研究開発施設整備費補助金
産業再配置促進環境整備費補助金
産業再配置促進事業環境整備費補助金
産業再配置促進施設整備費補助金
産業復興支援事業費補助金
産業立地環境施設整備費補助金